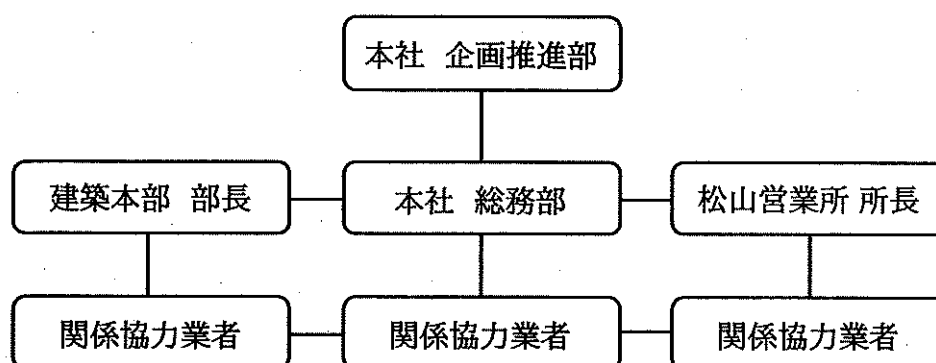


（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 17 日	
高知県知事 殿	提出者 住 所 高知市西秦泉寺435番地1 氏 名 株式会社岸之上工務店 代表取締役社長 岸之上 憲一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-822-2222
	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 エスイージー 新工場新築工事 他
事業場の所在地	高知県南国市日章あけぼの1番1 他
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	売上高 91億円（令和5年9月期）
③従業員数	72名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートがら・アスコンがら : 破碎処理後、再生利用と埋立処理 その他がれき類 : 破碎処理後、再生利用と埋立処理 ガラス・陶磁器くず : 破碎処理後、再生利用と埋立処理 金属くず・廃プラスチック類 : 破碎、圧縮処理後、再生利用と埋立処理 木くず : 破碎、圧縮、焼却処理後、再生利用と埋立処理 廃石膏ボード : 破碎処理後、再生利用と埋立処理 建設汚泥 : 再資源化処理後、再生利用 繊維くず・紙くず : 圧縮、焼却処理後、再生利用と埋立処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排出量	2,658 t	t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限りコンクリートがらは現場内で破碎処理、再生砕石として使用する（埋戻し等） ・梱包材の簡素化 ・協力業者も含め、廃棄物の分別を行う		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排出量	2,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状行っている取組の継続及び精度を高める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 本社及び現場で発生する全ての廃棄物に対し、分別実施協力業者にも理解を求め、指導する
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	全 処 理 委 託 量	2,658 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・法令の遵守 ・処理業者との適正な委託契約			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	全 処 理 委 託 量	2,000 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを維持		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の種類

コンクリートがら
その他がれき類
ガラス・陶磁器くず
廃プラスチック類
金属くず
混合(安定型)
紙くず
木くず
廃石こうボード
アスコンがら
建設汚泥
繊維くず
石綿含有産業廃棄物
ガラス・陶磁器くず(石綿有)
混合(管理型)
廃石綿等